ボランティア活動中、万が一の事故に備えるための

平成30年度

兵庫県ボランティア・市民活動災害共済（死亡見舞金共済・ボランティア活動保険）

1．兵庫県ボランティア・市民活動災害共済とは

この共済・保険は、加入されたボランティアの方が自発的な意思に基づき、日本国内において他人や地域・社会に貢献するなど社会的に意義があるボランティア活動中（往復途上を含む）の、万が一の事故に備えていただくためのものです。保険金または見舞金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

補償の種類		保険金・見舞金をお支払いする主な場合
ボランティア活動保険	傷害補償	日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）がボランティア活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(注1)に対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。(注2) （注１）「ケガ」の定義については、「用語のご説明」（７ページ）の該当欄をご参照ください。 （注２）健康保険、加害者からの賠償金の有無等に関係なくお支払いします。
	賠償責任補償	被保険者が日本国内において次のいずれかに該当する偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して保険金をお支払いします。 (a)ボランティア活動中に発生した事故　(b)ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する事故 (c)ボランティア活動の結果に起因する事故 (d)ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取 なお、(d)については、保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。
死亡見舞金		ボランティア活動中、ボランティア自身が「傷害保険金」の対象にならない疾病で亡くなった場合 ※死亡見舞金は市民活動災害共済プランのみ給付対象となり、天災危険補償プランは給付対象外となります。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

2．加入対象者

ボランティア保険は東京都社会福祉協議会が保険契約者となり、引受保険会社と契約する保険です。
ボランティア個人またはボランティア活動団体は、加入申込者となり、ボランティア個人が被保険者となる制度です。
■加入申込者の詳細は、以下の通りです。

加入申込者	兵庫県社会福祉協議会および兵庫県下各市区町社会福祉協議会に登録された団体および個人ボランティアに限ります。

3．お支払いの対象となるボランティア活動

■自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献することを目的とした日本国内における無償の活動（交通費、食事代など費用弁償程度の支給は無償とみなします。）で、次のいずれかの活動に限ります。

●社会福祉協議会に届け出た、または社会福祉協議会の委嘱を受けた活動
●所属するボランティア活動団体等の会則(注)に則り、企画立案された活動　（注）名称は問いません。

■上記の活動にはボランティア活動場所への通常の経路による往復途上や、ボランティア活動のための学習会、研修会、会議等への参加も含まれます。
■自動車事故は、被保険者自身のケガのみが対象で、身体障害・財物損壊の賠償事故はお支払いの対象になりません。（自動車保険の対象）
■次の活動は、このボランティア保険の補償対象にはなりません。

○海難救助または山岳救助ボランティア活動
○銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
○野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動
○チェーンソーを使用する森林ボランティア活動
○自己の利益を直接の目的とする自助活動
○団体構成員の相互扶助や親睦を目的とする活動海難救助ボランティア活動
○インターンシップ等や資格取得等を目指した活動
○企業等の営利事業の一環として行う活動
○学校の管理下（授業の一環として参加する）として行うボランティア活動（ボランティアサークル・クラブ活動は対象とします。）
○PTA、自治会、町内会、マンション管理組合等の会員の共通の利益、親睦を目的とした活動　等

4．掛　金（保険料・共済掛金）

＜市民活動災害共済プラン＞１名につき 500円　＜天災危険補償プラン＞１名につき600円

※保険料の払込方法は、現金でご加入と同時にその全額を払い込む一時払となります。加入手続の詳細は２ページをご確認ください。
※掛金はいつご加入いただいても同じです。また、中途解約による保険料の払い戻しはできません。
※ご加入は、お１人につき１口となります。複数口加入はできませんので、申込人は２口以上加入される被保険者がいないことを確認のうえ、お申込みください。また、お申込みにあたっては他の団体で既にご加入されていないかをご確認のうえ、お申込みください。
※一度加入していただければ、補償期間内に複数のボランティア活動（複数の団体での活動）をされる場合も補償されます。
※市民活動災害共済プランの掛金のうち、480円は三井住友海上火災保険株式会社の「ボランティア活動保険」（傷害補償・賠償責任補償）の保険料に充当しています。死亡見舞金は、兵庫県社会福祉協議会が独自に運営しています。

5．補償（保険）期間

●平成30年４月１日０時から平成31年３月31日24時までの１年間。
●また、補償期間の途中での中途加入も可能です。その場合の補償期間は、加入手続完了日（受付窓口の各市区町社会福祉協議会での受付日）の翌日０時から平成31年３月31日24時までとなります。

6．保険金額（給付金額）・支払限度額と保険料

保険金（給付金）の種類		保険金額（給付金額）・支払限度額・免責金額	
		市民活動災害共済プラン	天災危険補償プラン
傷害補償	死亡保険金	23,900千円	13,700千円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて、 死亡保険金の100％～42％をお支払いします。	
	入院保険金日額	9,000円	7,500円
	手術保険金	①　入院中に受けた手術の場合…[傷害入院保険金日額]×10 ②　①以外の手術の場合…[傷害入院保険金日額]×５	
	通院保険金日額	4,200円	3,600円
	特定感染症特約	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入院保険金額に同じ	
	特定感染症葬祭費用保険金	300万円限度	
	天災危険補償特約	なし	あり
賠償責任補償	身体障害・財物損壊共通	１事故につき５億円（免責金額なし）	
	人格権侵害		
見舞金	ボランティア共済死亡見舞金	給付金額10万円	なし
掛金（保険料・共済掛金）		500円	600円

◆いずれのプランとも、ボランティア自身の食中毒（O－157など）や熱中症（日射病や熱射病）も補償の対象となります。
◆天災危険補償プランでは、天災（地震・噴火・津波）によるケガも補償します。
◆支払限度額･保険金額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
免責金額は、保険金としてお支払いする１事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額･保険金額および免責金額につきましては、上記の「保険金額（給付金額）･支払限度額･免責金額」欄にてご確認ください。

＜特定非営利活動法人補償特約＞（全てのプランにセットされます。）

特定非営利活動促進法に規定する「特定非営利活動」を、この保険の対象となるボランティア活動に含めます。また、ＮＰＯ法人を賠償責任補償の被保険者に含め、ボランティアがＮＰＯ法人の活動に従事している際に、この保険の対象となる事故により、ＮＰＯ法人が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

7．加入手続

●下記の加入書類に加入者の掛金を添えて、最寄りの市区町社会福祉協議会ボランティアセンターにご提出ください。なお、４月１日からの加入を希望される場合は、３月31日までにお手続きください。
①「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済加入申込票兼加入者名簿」
②「加入者名簿」
※ボランティア団体（グループ）で加入する場合には、必ず「加入者名簿」（所定用紙があります）を添付してください。住所（番地まで記入）・氏名・電話番号が記載された既存の名簿がある場合には、それに替えることができます。その場合は、３部ご提出ください。
※兵庫県社会福祉協議会（市区町社会福祉協議会を含みます。）は、本共済の運営において入手する個人情報を、本共済の事務運営のために使用します。

8．事故対応

①事故が起きた場合には、ただちに、加入手続をした市区町社会福祉協議会に連絡し、事故の日から30日以内 に「事故届出および証明書」をご提出ください。
②「事故届出および証明書」を受付後、保険会社から保険金請求書類をお送りします。
③補償対象になるかどうかのお問い合せについては、(取扱代理店)兵庫福祉保険サービス(フリーダイヤル(0120－118－192))をご利用ください。

9．その他

●ご加入後、住所等に変更があった場合には、速やかに加入手続をした市区町社会福祉協議会にご通知ください。

10. お支払いの対象となる損害・お支払いする保険金・見舞金

補償の種類	お支払いの対象となる損害・お支払いする保険金	
	保険金の種類	内　容
傷害補償	死亡保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額(注)をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額となります。
	後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100％～42％をお支払いします。 ※１　政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 ※２　被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 ※３　同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 ※４　既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	保険期間中の事故によるケガのため、入院された場合、［入院保険金日額］×［入院の日数］をお支払いします。 ※１　事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院の日数は180日が限度となります。 ※２　入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする主な場合」に該当するケガを被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	手術保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①　入院中に受けた手術の場合…［入院保険金日額］×10 ②　①以外の手術の場合…［入院保険金日額］×５ ※１事故に基づくケガについて、１回の手術に限ります。また、１事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式となります。
	通院保険金	保険期間中の事故によるケガのため、通院された場合、［通院保険金日額］×［通院の日数］をお支払いします。 ※１　事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。 ※２　入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 ※３　通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする主な場合」に該当するケガを被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。
	熱中症危険補償	急激かつ外来による日射または熱射によって、その身体に障害を被った場合に死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金をお支払いします。
	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症（「特定感染症」といいます。）を発病（被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。）し、 ●発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡保険金額の100％～42％をお支払いします。ただし、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。 ●その治療のため入院（普通保険約款に定める入院に準ずる状態を含みます。）された場合、入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、発病の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 ●その治療のため通院された場合、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、発病の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。また、90日がお支払いの限度となります。 ただし、被保険者が特定感染症を発病した場合は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を引受保険会社に通知しなければなりません。
	特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償	特定感染症を発病し、その直接の結果として被保険者が発病の日からその日を含めて180日以内に死亡されたことにより、被保険者の親族が葬祭費用を負担された場合に、300万円を限度として保険金をお支払いします。

※「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。

※「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手数料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療に該当する診療行為(注2)
（注１）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
（注２）②の診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

※通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。
「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の３大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等(注)の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等(注)の固定具を装着した場合に限ります。
（注）「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるもの等をいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニープレース等は含まれません。）をいいます。

※柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージ等の医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

補償の種類	お支払いの対象となる損害・お支払いする保険金	
	保険金の種類	内　容
賠償責任補償	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
	②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
	③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
	④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
	⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
	⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
	上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から２ページ「６．保険金額（給付金額）・支払限度額と保険料」記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、２ページ「６．保険金額（給付金額）・支払限度額と保険料」記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。 お支払いする争訟費用の額 ＝ ⑥争訟費用の額 × 支払限度額 ／ ①損害賠償金の額 なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。 「①損害賠償金」についてのご注意 被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。	

見舞金	ボランティア共済死亡見舞金	ボランティア活動中、ボランティア自身が疾病により死亡し、傷害給付金（保険金）の支払い対象とならない場合 例）ボランティアの研修に参加している途中、気分が悪くなり病院に運ばれたが、心不全で翌日亡くなった。

●地震・噴火・津波によるケガは天災危険補償プランのみの補償となります。
●特定感染症一～三類については厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）をご覧ください。
●賠償責任補償の被保険者（保険契約により補償を受けられる方）は、ボランティアご本人のほか、その監督義務者（親権者等）、ボランティアご本人が所属するＮＰＯ法人（特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人）となります。
●健康保険・生命保険などに関係なく給付金または見舞金をお支払いします。

11. 保険金をお支払いしない主な場合

補償の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償	○保険契約者、被保険者または傷害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ ○自殺行為、犯罪行為またはけんか行為によるケガ ○自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ（酒気帯び運転とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転することをいいます。） ○脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ○妊娠、出産、早産または流産によるケガ ○外科的手術その他の医療措置によるケガ。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、引受保険会社が補償すべき傷害の治療によるものである場合には、お支払いの対象となります。 ○頸（けい）部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ○入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ○原因がいかなる場合でも、誤嚥（えん）によって生じた肺炎 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ ○地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ（天災危険補償プランでは対象となります。） ○核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるケガ ○山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの運動を行っている間に生じたケガ ○乗用具によるレース中（レースに準じるものおよび練習中を含みます。）のケガ ○次のいずれかに該当するボランティア活動をしている間のケガ ・海難救助ボランティア活動 ・山岳救助ボランティア活動 ・野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動（注） ・チェーンソーを使用する森林ボランティア活動（注） ・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動 （注）森林ボランティアの保険は別途取扱代理店にお問い合わせください。 等 ○職業または職務に従事している間のケガ
賠償責任補償	○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任 ○核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する損害賠償責任 ○被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ○被保険者のまたは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ○航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する損害賠償責任 ○提供物またはボランティア活動の結果が、初期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する損害賠償責任。ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 ○被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ○被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次のいずれかに該当する業務の遂行に起因する損害賠償責任 ・人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案 ・医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術 ○被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ○提供物の瑕疵（かし）による提供物自体の損壊に対する賠償責任 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合せください。

12. その他ご留意いただきたいこと

●この保険は社会福祉法人東京都社会福祉協議会が保険契約者となる明細付契約です。
●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
●加入申込票の加入者控が加入者証となりますので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
●ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
●次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
　○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
詳細は、三井住友海上ホームページ（http://www.ms-ins.com）をご覧ください。

●＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。＞
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
●保険会社破綻時等の取扱い（平成30年１月現在）
　○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
　○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）
　○補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。

13. 事故が起こった場合の手続

（1）事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

（注）２ページの「８．事故対応」をご確認いただきご対応ください。

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、加入手続きをした市区町社会福祉協議会にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止　②相手の確認　③目撃者の確認

（2）保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。
※１ ご提出いただく書類には「●」を付しています。「－」が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
※２ 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
※３ 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	補償項目　A＝傷害補償　B＝賠償責任補償 書類の例	A	B
（1）引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	●	●
（2）引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) （注）事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故状況報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類	●	●
（3）対象の損害であることを確認する書類 ボランティア活動推進法人またはボランティア活動団体の責任者が発行する次の書類 ○ボランティア活動中の事故であることを証明する書類 ○ボランティア活動団体の構成員であることを証明する書類 ○ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた方もしくはボランティア活動推進法人に登録した方であることを証明する書類	事故証明書、ボランティアの名簿	●	●
（4）損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本	－	●
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄(抄)本、全部(個人)事項証明書		
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類			
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書		
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書		
（5）身体障害、ケガの発生およびその額を確認する書類 ①死亡事故であることを確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本	●	－
②後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類		
③その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書		
（6）被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書	－	●

(7)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書・法人代表者資格証明書、代表者事項証明書	●	●
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書		
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知		
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書		

■重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金または損害賠償金を請求できない事情がある場合は、被保険者の方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償金を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。
(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。
■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2015年10月1日以降始期契約用

ボランティア活動保険をご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面ではボランティア活動保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款(*)・特約(*)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。申込人(*)と記名被保険者(*)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票(*)への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1．商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
ボランティア活動保険	ボランティア活動保険普通保険約款 ①傷害条項　⇒　傷害補償 ②賠償責任条項　⇒　賠償責任補償 ＋ ③細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約 ④熱中症危険補償特約 ⑤特定非営利活動法人補償特約 ⑥後遺障害等級第1～7級限定補償特約 ⑦特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ⑧特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約 ⑨天災危険補償特約(★) ⑩人格権侵害補償特約 ⑪ボランティア活動保険追加特約(大規模災害特例・月例精算方式) (★)「天災危険補償プラン」のみ

(2)補償内容

■被保険者

補償項目の種類	被保険者(*)
傷害補償	ボランティア
賠償責任補償	①ボランティア(*) ②上記①の監督義務者およびボランティアが所属するNPO法人(特定非営利活動法人促進法に基づく)

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合
パンフレット本文(「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」)の「保険金・見舞金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。
■お支払いの対象となる損害・お支払いする保険金
パンフレット本文(「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」)の「お支払いの対象となる損害・お支払いする保険金・見舞金」のページをご参照ください。
■保険金をお支払いしない場合(主な免責事由)
パンフレット本文(「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」)の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。
なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3)対象となる保険契約者
この保険契約にて申込人となるのは、ボランティア活動推進法人(*)のみです。「ボランティア活動推進法人」の定義については、用語のご説明(7～8ページ)をご参照ください。

(4)セットできる主な特約
天災危険補償特約(天災危険補償プランに付帯)以外に、この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(5)保険期間
この保険の保険期間(*)は1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」)または加入申込票の「加入期間」欄にてご確認ください。

(6)支払限度額等
パンフレット本文(「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」)をご参照ください。

2．保険料
保険料(*)は、保険金額(*)等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット本文(「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」)の「掛金(保険料・共済掛金)」のページまたは加入申込票の「掛金額」欄にてご確認ください。

3．保険料の払込方法について
パンフレット本文(「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」)をご参照ください。

4．満期返れい金・契約者配当金
このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5．解約返れい金の有無
この保険には、ご加入の脱退(解約)に際しての解約返れい金はありません。注意喚起情報のご説明の「6．解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人(*)にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款(*)・特約(*)によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1．ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)
このご契約は、保険期間(*)が1年以下であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2．告知義務・通知義務等
(1)ご加入時における注意事項(告知義務－加入申込票の記載上の注意事項) 特にご注意ください

申込人または被保険者(*)には、ご加入時に危険(*)に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票(*)に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金(*)をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額(*)等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合せください。

☞ (*)印の用語については、用語のご説明(7～8ページ)をご参照ください。

（2）ご加入後における注意事項（通知義務等） 特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○ボランティア活動推進法人(*)が自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動の推進または社会福祉の推進を目的とする法人（国および地方公共団体を含みます。）でなくなった場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

◇加入申込票記載の住所または電話番号を変更する場合
◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

（3）その他の注意事項

傷害補償(注)の被保険者が保険契約者以外の方である場合、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は保険契約者に対し傷害補償(注)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償(注)を解約しなければなりません。

①傷害補償(注)の被保険者となることについて、同意をしていなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
◇引受保険会社に傷害補償(注)に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
◇保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
③他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
④②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑤保険契約者と被保険者との間の親族(*)関係の終了等により、傷害補償(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等が必要となります。

（注）その被保険者にかかわる部分に限ります。

3．補償の開始時期

始期日(*)の午前0時に補償を開始します。保険料(*)は、パンフレット本文（「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」）記載の方法により払込みください。記載の方法により**保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。**なお、始期日以降に保険加入手続きが完了した被保険者については、加入手続きが完了した日の翌日午前0時から補償を開始します。

4．保険金をお支払いしない主な場合等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文（「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」）をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5．保険料の払込猶予期間等の取扱い 特にご注意ください

保険料は、パンフレット本文（「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」）記載の方法により払込みください。パンフレット本文（「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6．解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■この保険契約には、解約返れい金の返還はありません。
■ご解約に伴い、解約日(*)または満期日(*)等までの期間に相当する保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

7．保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文（「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」）をご参照ください。

8．取扱代理店の権限

パンフレット本文（「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」）をご参照ください。

9．個人情報の取扱い

パンフレット本文（「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」）をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】株式会社 兵庫福祉保険サービス
〒654-0023 兵庫県神戸市須磨区戎町4－1－17
TEL：078-735-0166 FAX：078-735-1890

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120－632－277（無料）
【受付時間】平日 9：00～20：00
土日・祝日 9：00～17：00
（年末・年始は休業させていただきます。）

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570－022－808〔ナビダイヤル（有料）〕
［受付時間］平日 9：15～17：00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

☞ （*）印の用語については、用語のご説明（7～8ページ）をご参照ください。

用語のご説明

	用語	説明
ア行	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
カ行	解約日	保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。
	加入申込票	引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
	記名被保険者	加入申込票に記載された被保険者をいいます。
	頸（けい）部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。
	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。

	誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
団行	始期日	保険期間の初日をいいます。
	酒気帯び運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転することをいいます。
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療に該当する診療行為(注2) （注１）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 （注２）②の診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
	乗用具	自動車、原動機付自転車、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
	所定の部位	次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。 ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の３大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
	親族	６親等内の血族、配偶者(注)および３親等内の姻族をいいます。 (注)婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
因行	治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
	溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
	特約	オプションとなる補償内容等普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
因行	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
四行	被保険者	保険契約により補償を受けられる方または補償の対象となる方をいいます。
	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・加入申込票記載の保険期間をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。支払限度額ともいいます。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。
	ボランティア	ボランティア活動を行う自然人で次のいずれかに該当する方をいいます。 ア．ボランティア活動団体の構成員 イ．ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた方またはボランティア活動推進法人に登録した方
	ボランティア活動	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる次のいずれかに該当する活動をいいます。なお、活動には、活動のための学習会または会議等を含み、有償(注1)の活動は除きます。 ア．所属ボランティア活動団体の会則(注2)に則り企画、立案された活動 イ．ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に届け出た活動 (注１)交通費、食事代等費用弁償程度の支給がなされる場合は、有償とはみなしません。 (注２)名称を問いません。
	ボランティア活動推進法人	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動の推進または社会福祉の推進を目的とする法人（国および地方公共団体を含みます。）をいいます。
	ボランティア活動団体	ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に登録した団体をいいます。
	ボランティア活動中	ボランティア活動を行っている間をいい、ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居(注)を出発してから住居に帰着するまでの間を含みます。 (注)住居以外の施設を起点とする場合または住居以外の施設に帰る場合は、その施設とします。
団行	満期日	保険期間の末日をいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
	申込人	引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。

お問い合わせ

最寄りの社会福祉協議会	兵庫県社会福祉協議会　地域福祉部
社会福祉法人 上郡町社会福祉協議会 6781231 兵庫県赤穂郡上郡町上郡500-5	〒651-0062　兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内 (TEL)078-242-4634　(FAX)078-242-0297

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店神戸法人営業課 〒651-0171 兵庫県神戸市中央区栄町通1-1-18 (TEL) 078-331-8502 (FAX) 078-331-5027	【取扱代理店】 株式会社 兵庫福祉保険サービス 〒654-0023　兵庫県神戸市須磨区戎町4-1-17 (TEL)078-735-0166　(FAX)078-735-1890 〈事故相談〉フリーダイヤル 0120-118-192(無料) 〈営 業 日〉土・日・祝日を除く平日　〈受付時間〉9:15～17:00

A17-200860　使用期限：2019.3.31　平成30年度版